

四日市市水道水源保護条例

— 大切な水道水源を次代につなぐために —

平成18年3月

四日市市上下水道局

1. はじめに

四日市市では、平成17年6月に「四日市市水道水源保護条例」(以下「条例」という。)を制定し、平成18年1月から水道水源保護区域内における揚水設備の設置等について規制を実施することとしました。

2. 水道水源保護の目的

四日市市の水道水源は、地下水に大きく依存していますが、地下水調査の結果から新たな水道井戸の開発は既に限界に達しているため、地下水は有限で市民共有の貴重な資源であり、かつ、公水であるとの認識に立って、公共の福祉のために優先的に水道水源を保護することにより、安全で良質な飲料水を将来にわたって安定的に確保し、市民の生活基盤を守ることを目的としています。

3. 水道水源保護区域の指定

水道水源を保護するために必要な区域を水道水源保護区域(以下「保護区域」という。)として、**四日市市水道水源保護審査会**に諮り、水道井戸のある朝明川、三滝川及び内部川(支川を含む)の3河川の流域に指定しました。

【四日市市水道水源保護審査会】

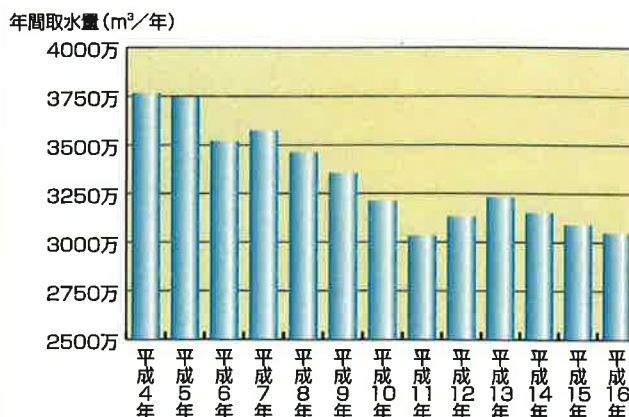
保護区域の指定及び揚水設備の設置又は変更許可の適否に係る管理者の諮問に応じるため設置されたもので、学識経験者・弁護士・消費者・商工業関係者・上下水道局職員で構成しています。



四日市市の水道水源は、
およそ $\frac{2}{3}$ を地下水に頼っています。



水道用地下水の取水量の変化



4. 規制等の内容

1 許可について



揚水設備とは、動力を用いて地下水を採取するための設備であり、具体的にはポンプ(可搬式も含む)などをいいます。

揚水設備の設置又は変更の行為を行おうとする者は、四日市市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の許可を受けることなどが必要となります。

規制(許可)の対象となる揚水設備

次の揚水設備(条例適用外)を除き、すべての揚水設備が規制の対象となります。

- 河川法が適用又は準用される河川の河川区域内のもの
- 家庭の用に供しようとするもの
- 構造物の設置工事等に係る地下水排除を目的とするもの

許可の適用除外

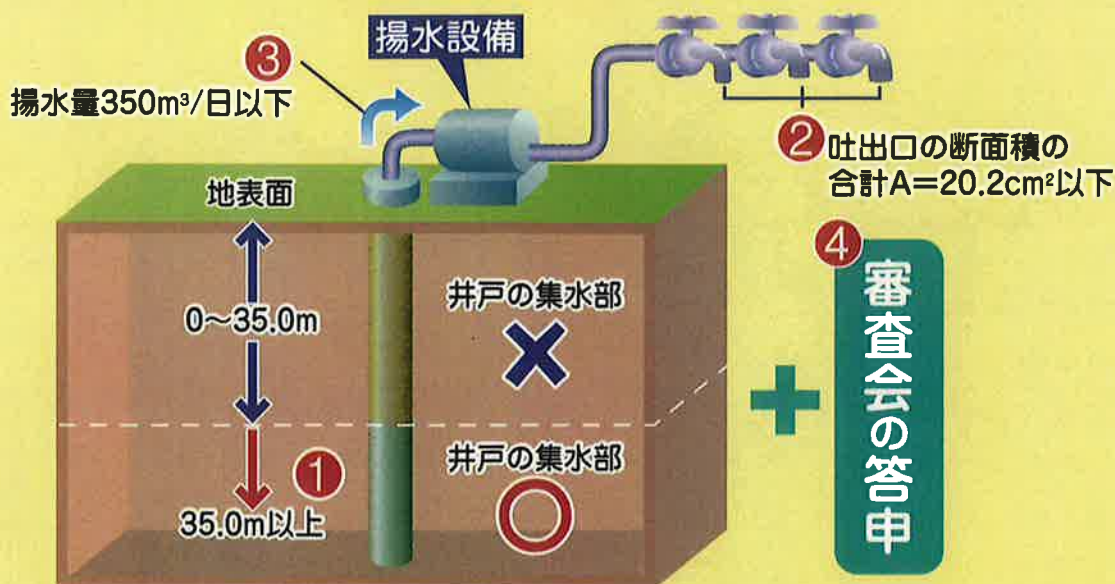
国の機関又は地方公共団体が災害復旧のために緊急を要する措置として、揚水設備の設置又は変更を行う場合は、許可を受ける必要はありません。

許可要件

許可申請の内容が、次の①から④のすべての要件に該当する場合となります。

- ① 井戸の集水部の位置が地表から深さ35メートル以上であること
- ② 揚水設備の吐出口の断面積が20.2平方センチメートル以下であること
- ③ 総揚水量が1日当たり350立方メートル以下であること。ただし、既に許可を受けた揚水設備(みなし許可を受けた揚水設備を含む)がある場合は、許可を受けた揚水量の総量を控除した水量とする
- ④ 水道水源保護審査会において、水道水源の水位、水量及び地下水の流れなどに影響を及ぼすことが低いとされたとき

許可要件イメージ図



上水道事業、農業用水、醸造業・防火等の用途に供する場合は、上記要件にかかわらず許可となります。

水道水源 保護区域図

★詳細な水道水源保護区域図は上下水道局ホームページ
又は経営企画課で閲覧できます。

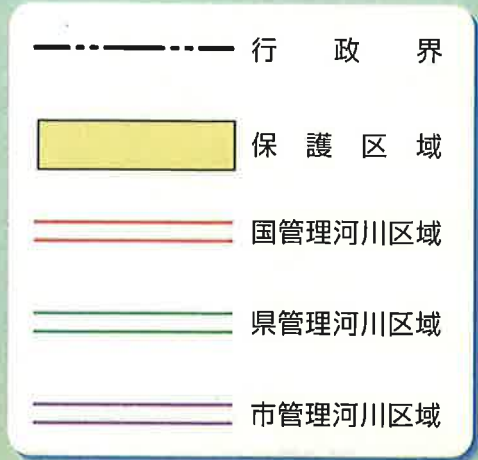
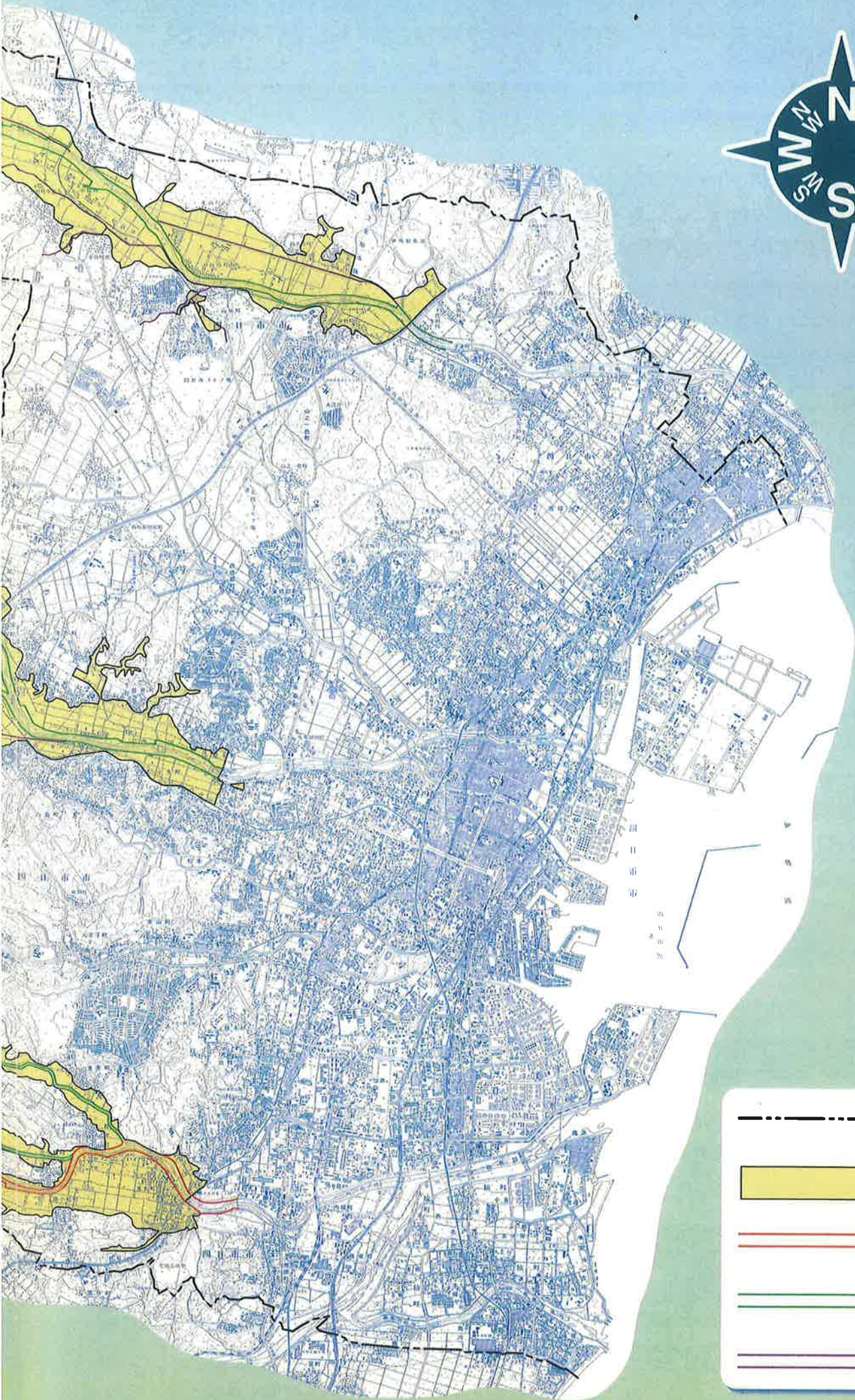
<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/water/suido/hogo/kuikizu.html>

保護区域の設定について

水道水源井戸が設置されている地域の表層地質は、第四紀完新世の沖積平野堆積物、後背湿地等からなっており、これら表層地質からなる地域における利用可能な地下水は、水道水源と密接な係わりを有しています。

このような観点から保護区域は、沖積平野堆積物、後背湿地等が分布する地域の中から、将来的にも水道水源井戸が設置される可能性の低い河川の流域、河川の最下流部に設置されている水道水源井戸より下流の地域及び「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき地盤沈下を防止する目的で地下水の揚水規制（許可制）が行われている地域を除いた地域を基本としました。

なお、基本となる保護区域のうち、地質境界線により現地において区域を明確にし難い場合については、道路界や水路界等の目標物をもって区域の境界としたほか、団地造成による地形の改変や土地利用の現況等を勘案したうえで、保護区域を設定しました。



許可・不許可の決定

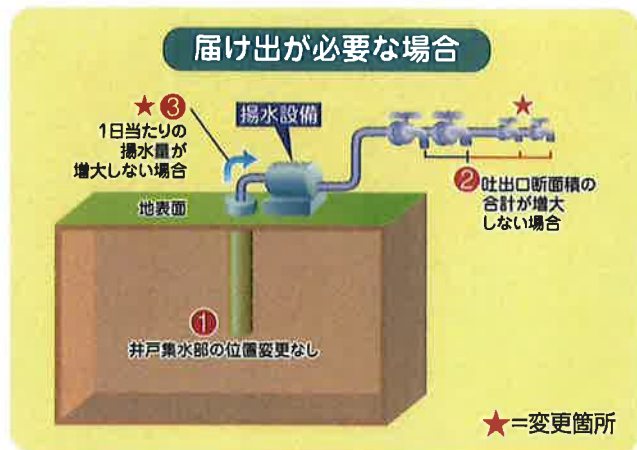
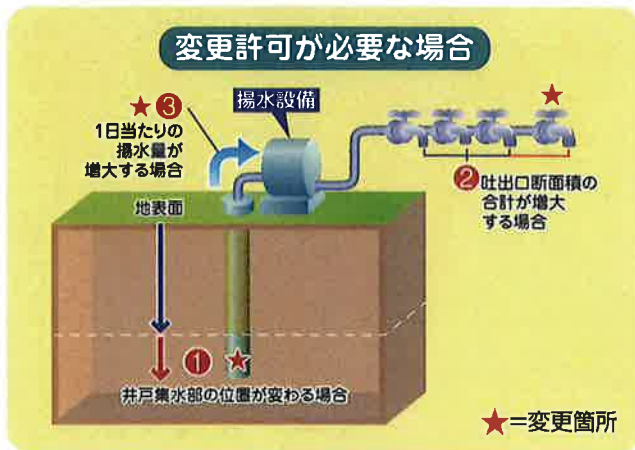
水道水源保護審査会に許可の適否を諮問し、許可申請書を受理した日から起算して60日以内に許可又は不許可を決定します。なお、許可に条件を付けることがあります。

変更の行為

●揚水設備の設置許可を受けた者(みなし許可を受けた者を含む)が、次のいずれかを行おうとする場合は、変更許可を受ける必要があります。

- ① 井戸集水部の位置変更
- ② 揚水設備の吐出口の断面積の合計が増大する場合
- ③ 揚水設備の1日当たりの揚水量が増大する場合

●②又は③に掲げる事項の変更で規模が増大しない場合は、変更許可を受ける必要はなく、あらかじめ届け出ることが必要です。



2 みなし許可について

平成18年1月1日現在(条例施行後において、保護区域を変更・追加指定した場合は、その指定の告示の際)、次に示す経過措置が適用される揚水設備(設置工事中のものを含む)を設置している者は、その揚水設備について、同日付で許可を受けたものとみなします(以下「みなし許可」という。)。但し、許可の日から60日以内に管理者に届け出ることが必要です。

3 工事前協議について

地下埋設構造物とは、地表面下に設置する建築物などの基礎や基礎杭及び埋設管などをいいます。

地下埋設構造物の設置又は変更を行おうとする者は、あらかじめ水道水源の水位、水量及び地下水流動への影響を回避及び軽減するための工事前協議を管理者と行うことが必要です。

工事前協議の対象

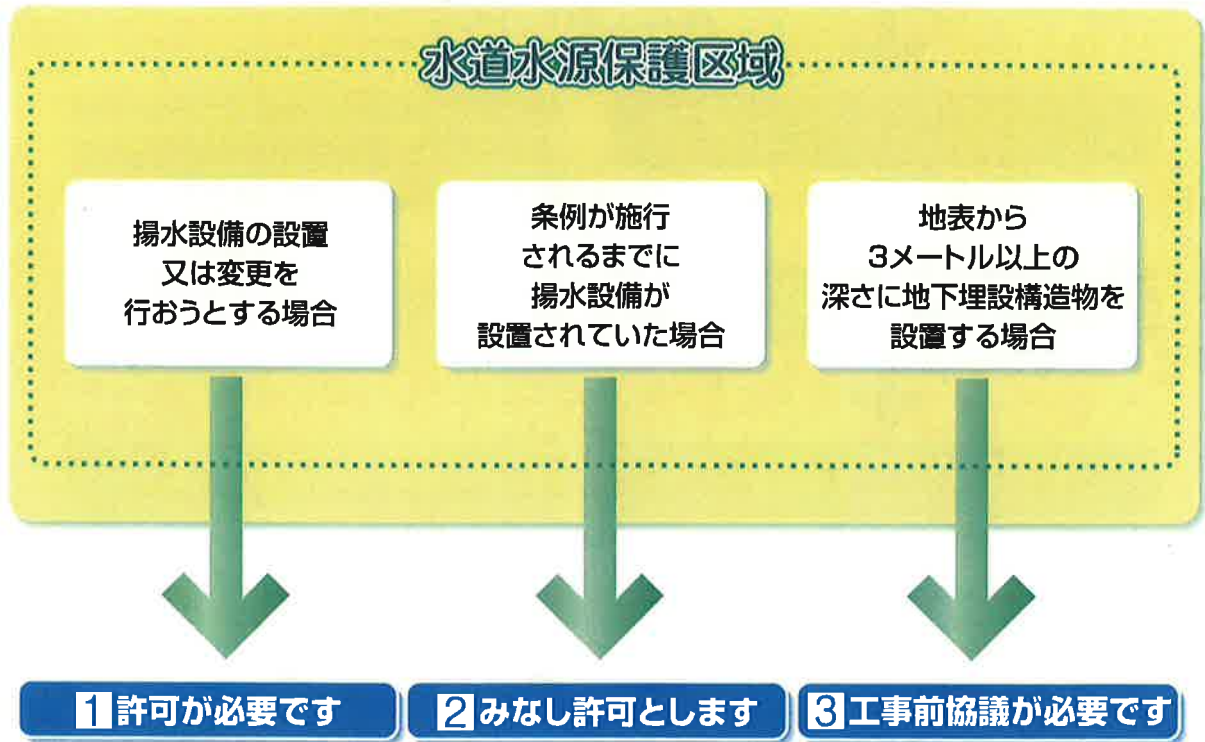
地表から3メートル以上の深さの地下埋設構造物の設置又は変更の行為を行おうとする者。

工事前協議の適用除外

国の機関又は地方公共団体が災害復旧のために緊急を要する措置として、地下埋設構造物の設置又は変更を行う場合は、工事前協議の必要はありません。

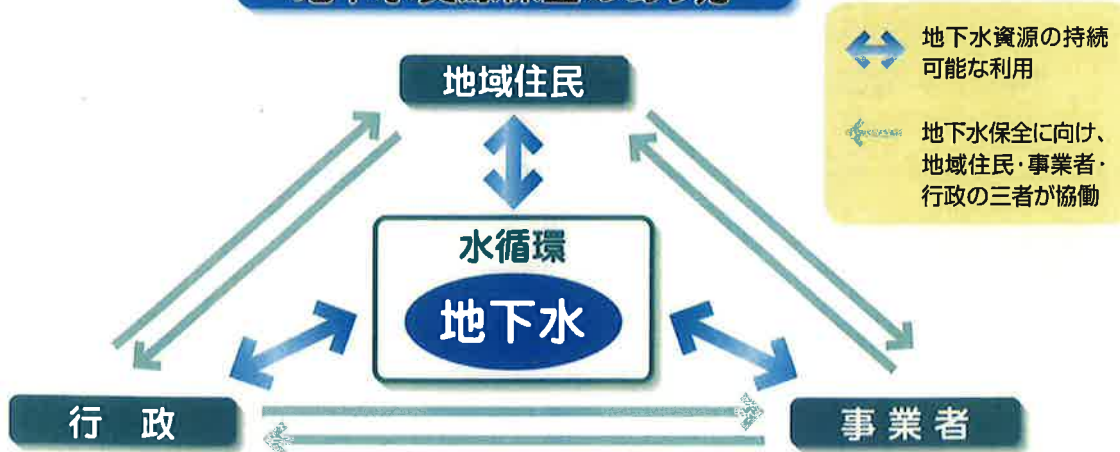
保護区域内ではどのような規制があるの？

保護区域内の規制とは



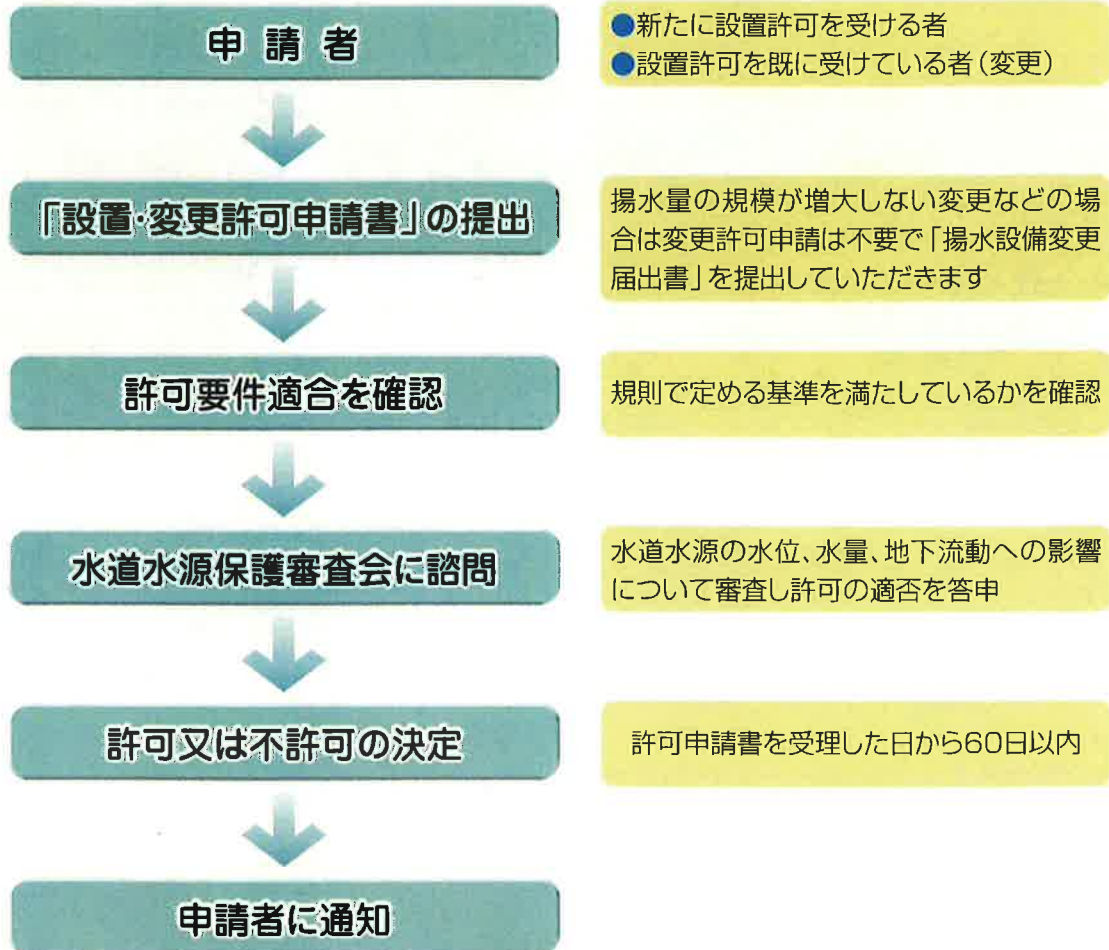
水道水源である 地下水を大切にしましょう！

地下水資源保全のあり方



四日市市水道水源保護条例の許可申請手続きの流れ

■ 水道水源保護区域内で揚水設備の「設置」、「変更」を行う場合



(注) 設置の場合、条例施行前に既に設置されている揚水設備は許可されたものとみなします。
設置・変更許可を受けた者は、当該手続きのほか三重県条例に基づく「揚水設備設置・変更届」を市の環境部経由で三重県へ提出する必要があります。

■ 水道水源保護区域内で地下埋設構造物の「設置」又は「変更」を行う場合

地下埋設構造物の「設置」又は「変更」を行おうとする者は、予め四日市市上下水道事業管理者と工事前協議が必要です。

四日市市上下水道局 経営企画課

〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号

TEL 059-354-8369 FAX 059-354-8249

E-mail: keieikikaku@city.yokkaichi.mie.jp

<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/water/suido/hogo/index.html>